

津・久居・安芸郡・一志都市町村合併問題協議会（任意）
設立総会 会議録要旨

日 時 平成14年2月13日（水） 午前10時～
場 所 津リージョンプラザ 2階 視聴覚室
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、
白山町の各市町村長及び市町村議会の代表者、
三重県津地方県民局長

津市長 今日、お忙しいところ協議会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。12月27日の第2回準備会の最後に、こういう形で任意の協議会を設立するという話をさせていただきました。みなさんご出席ですからそのときの内容はお分かりいただけるものだと思います。

その中で一志郡のみなさんから一志郡内で、もう少し議論させて欲しいとお話もありましたので今日の2月中旬頃に設立するということに合意し、本日を迎えることとなりました。

今日は、ここに来るまで嬉野町長と美杉村長と美杉村議会の特別委員長がお越しただいて話をさせていただきました。

まず、初めにその話の内容をお聞きしていただきたいと思います。

あらかじめ、事務局の方から話を聞いていた内容では、嬉野町長もここに来ていただいて、一志郡内での議論の内容や嬉野町長ご自身のまちの話などをみなさんにお話したいということだったのですけれど、今、話をしてきた中で、津市長から私たちの気持ちをご披露していただいてということでありましたので私の方から代わって嬉野町長、美杉村長の話をしたいと思います。

それと、昨日、三雲町長ともお会いさせていただいたので、そのことも併せて話をさせていただきたいと思います。

一志郡では、5町村で任意の協議会をという方向で話し合いをされたこと、それからその方向でもまだ調整が終わったものでない、いわば進行形ということであるので今日、津市の方から呼びかけさせていただいた津地区の協議会に参加することは、まだそういう時期でもないので嬉野町、美杉村としてはご遠慮申し上げるということであった。

私が申し上げている協議会ですけれども任意でありますから、何か即合併ということでないということを私も申し上げたし、両町村長も了承していることだけでも、町内、村内では住民の理解が得られないのでご遠慮させていただくということであった。

ただ、協議会参加への門戸は開けておいていただきたいということであった。

それから、昨日の三雲町長は、松阪を中心とした任意の協議会に参加する予定なので津に入ることはご遠慮申し上げるということであった。

私としてはそれぞれの首長のまた、それは住民の方々の意思のまとめとし

ておっしゃったことでありますから、そうですねと申し上げました。

そこで、今からの事ですが、今日ここにお越しいただいたみなさんで予定通り任意の協議会を設立するという事をお諮りし、お願いしたいと思えます。

合併特例法の話でありますとか、合併の意義等々は、これまでもみなさんと話しをしてきておりますので割愛させていただき、今日までの一志郡のみなさんのお気持ちをお伝えすることと、今日これからのご提案をさせていただきました。よろしくお願ひします。

事務局

それでは、まず事項書に基づきまして、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会（任意）の規約の承認（案）についてお諮りしたいと思えます。

（異議なし）

ご異議無きものとして、本日をもちまして、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会の規約を施行したいと思えます。

次に、ご承認いただきました規約に基づきまして委員のみなさんのご紹介をさせていただきます。

（委員紹介）

続きまして議事に入りたいと思えます。

仮議長には、一志町長の前山委員をお願いしたいと思えます。

一志町長

指名によりまして、仮議長の役をおおせつかりましたので一言ごあいさつ申し上げます。

今日、ここに一志郡のみなさんが揃って参加させていただけなかったことは、私としましても非常に残念に思えますが、色々な経緯がございましたことは津市長の方からもごあいさつがあったとおりでございます。

そういったことも含めましてあらためてよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会の規約第4条第1項に基づきまして役員の選出を行います。

役員は、同条第1号の規定により、会長を1名、第2号により副会長を3名、第3号により監事2名を選出いたします。

それでは、会長の選出をいたしたいと思えます。会長は、同条第2項により、役員は、委員の互選によりこれらを定めることとなっておりますが、指名推薦といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なきものとして、当協議会の会長には、津市長の近藤康雄委員を指名することをお諮りします。ご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なきものとして、当協議会の会長に津市長 近藤康雄委員を指名したいと思えます。

津市長

みなさんのご総意で会長に推薦していただき誠にありがとうございます。

大切な役目でありますので精一杯努めまして、それぞれのみなさんのお気持ちにこたえてまいりたいと思えます。

これまでも何度かこの合併の件につきまして、話をさせていただきました。

我々、それぞれの市町村を預かるものにとりまして、喫緊かつ共通の課題

であり、検討することを避けられない課題であると思います。

そういった中でみなさんと同じテーブルについて検討できる協議会を設立できたことは、非常に意義のあることだと考えております。行政の問題だけでなく、住民のみなさんの生活に大きく影響を及ぼす問題でありますので、十分議論していきたいと考えております。

また、合併特例法の期限もありますので、限られた期間の中で集中的に取り組んでまいりたいと思います。今日まで、あまり時間をかけずにこの協議会にご参加いただけるかどうかを決めていただくようお願いをしてきたことについて誠に恐縮に思っております。

しかし、特例法の期限までにとというのが、やはり常識的な判断とっておりますし、任意の協議会の進め方につきましても積極的に進めてまいりたいと考えております。

先程もお話させていただきましたが、一部の町村のみなさん方には、それでも今日のところは参加いたし難いとも言われました。

私の気持ちとしては、それはそれで仕方がないと思いました。

客観的に申せば、当該団体が判断されたことなのでそれでいいという気持ちであります。

仕方がないと申し上げたのは、12市町村が揃って中核市の要件であります人口30万人を越えるという一つの新しい団体ということとみなさんと一緒に検討していければと考えたものですから、現時点ではその要件には欠けるのかもしれませんが。

ただ、都市というものは、考えてみれば社会的な情勢に応じて発展していくものでありますから、決して30万人の中核市だけのものではないと思います。我々が、自分たちの組織を財政的にも外部に向けても魅力を持っていただけるようなものを創るということが一番大切なことだと思います。

また、そういうふうに進めていけば、その魅力を十分評価していただける団体を創ることができるものだと考えております。

今日は、2月13日、場所は津リージョンプラザでありますので「プラザ合意」として我々の地域にとって非常に良い意味のものとなるよう努力していきたいと思っております。

一志町長 それでは、規約第6条に会長が議長となるとありますので議長を交代させていただきます。

議長（津市長） それでは、当協議会規約第4条第1項第2号の規定に基づき、副会長3名の方の選出をお願いしたいと思います。

指名推薦としたいと思います。副会長の職には、久居市長、芸濃町長、香良洲町長を指名したいと思いますがいかがでしょうか。

香良洲町長 先程の津市長からの嬉野町と美杉村との話を聞いておまして、私としても一志郡全員が揃って参加できなかったことは、非常に残念であると思っておりますし、またそうした責任上もありますけれども、先程も話をされたように香良洲町を除いた5町村の合併協議会も流動的な面もございますし、それから、美杉村、嬉野町さんからの門戸を開けておいて欲しいという話もお聞きしましたので、この際、一志郡の方だけでも副会長の職を留保させていただきたいことをみなさんをお願いしたいと思います。

いずれ状況を見て、それ程の時間を要しないと思いますけれども、あらためて一志郡からお話したいと思いますのでお取り計らいの程よろしく願います。

津市長 先程の香良洲町長のお話を受けて、一志町長、白山町長、いかがでしょうか。

一志町長 香良洲町長さんの話は、理解できますのでみなさんにはご迷惑をおかけいたしますが、やがて一志郡の方向も出てくると思いますので、しばらく副会長は2人でお願いしたいと思います。

白山町長 私もしばらく時間をいただいてその後、選出させていただくのが一志郡にとっても大事なことであると思いますので、みなさんにご無理をお願いすることになりますのご理解いただければと思います。

津市長 それぞれの町長のお話をお聞きしましたが、議会の方々もそのお考えというところでよろしいでしょうか。

(町長の考えに異論はないとの意見あり)

副会長は3名の方ということで、久居市長、安芸郡の代表、一志郡の代表の方をということでご指名させていただいた訳ですが、今しばらく、事情により一志郡の方から、ご遠慮をいうことであります。

役員でありますのでバランスで申し上げましたが、運営上そう大きな影響はないものと思いますので、そうした趣旨を踏まえまして、副会長には、久居市長、芸濃町長にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、こういう形でお世話をお願いしたいと思います。

久居市長 微力ではありますが、精一杯努めてまいりたいと存じますのでよろしく願います。

芸濃町長 久居市長とともに精一杯努めてまいりたいと存じますのでよろしく願います。

津市長 それでは、お二人の方にはよろしく願います。

議事を続けます。監事2名の方の選出をお願いしたいと思いますが、指名推薦をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

監事には、河芸町議会議長と白山町議会特別委員会委員長を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。みなさんにお諮りします。

(異議なし)

河芸町議会議長 よろしく願います。

白山町議会委員長 今、一志郡の町長からも話がありましたように、まだ一志郡の方もはっきりしていない状況ではありますが、お引き受けさせていただきますのでよろしく願います。

津市長 以上で今日、みなさんにお諮りしたかった内容は以上ですが、何かご意見がありましたらお願いします。

芸濃町長 安芸郡として取りまとめました意見をここでお願いしたいと思います。
安芸郡といたしましては、本日の会議に向けて郡の町村長及び議長において協議をいたしましたので安芸郡の意見として発言させていただきたいと思えます。

地方自治体の根幹に関わる市町村合併問題は、住民の方々に十分ご理解を得、そして住民の意思のもとで決定することが大前提でございます。

このたびの市町村合併問題協議会は、市町村の今日の状態に鑑み、これからの市町村のあり方を考えるため、調査研究を行う任意の協議会であると位置付けております。

安芸郡では、現在、住民説明会を開催し、合併問題について住民のみなさんに説明をしている段階でございます。

従いまして、合併の是非をはじめ、合併するのであれば、こういった地域というような具体的なことはまだ十分な議論がなされておられません。不十分であります。

今後、合併の是非を含め、住民の方々と検討していきたいと考えております。市町村のこれからのあり方を探るため、任意の市町村合併問題協議会において調査研究することは賛成でございます。

今回の任意市町村合併問題協議会の参加は、合併を意味するものではなく、合併の是非を問う検討するためのものであることを安芸郡では共通認識いたしております。

なお、分担金につきましても異議はございません。設立当初の4月から各町村より職員を派遣することは困難な状態であります。しかし、専属の職員は、各町村で配置し、会議だけでなく資料収集等に作成の依頼があればいつでも協力できる体制を整えていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

津市長

芸濃町長の話、任意の協議会というのは、先程も申し上げましたけれどもイコール構成市町村が合併するものではありませんのでそのあたりを強調されましたけれどもみなさんも心得ていると思います。

それから、確かに合併に関わります具体的なことがらなどはっきりしないのは事実だと思います。私も市民のみなさんにお話に行くときに、「合併の是非を私たちに問うけれども具体的にどうなるの」といわれて分からない部分もたくさんあると正直にいつているわけです。

しかしながら、おいおい今日の協議会をスタートいたしますれば担当で勉強して、そして市民のみなさんにも町民のみなさんにも村民のみなさんにも話をできる事柄が一つ一つ具体的なものになってきますから、私はそのときは、再度皆さんのところへうかがいますからと申し上げてきております。

ですから、安芸郡のみなさんがご懸念になっている具体的な方向もこの協議会の中でそれぞれのイメージとしてもっていただければと考えております。

それから、具体的な話がありましたけれども今年度中は失礼ながら津市の方で事務局をさせていただいて、また事務担当がお集まりいただくときに具体的な話をさせていただきたいと思っておりますので御承知ください。

県民局長

参与という立場で話をさせていただきます。

一志郡の状況をいろいろ聞いておりますけれども、今後一志郡がまとまった形でこの協議会に参加されることを望んでおります。

私は、従来から県都30万人の中核都市を目指していただきたいという

考えは今も変わっておりません。

そういう方向で各市町村長や議会の方にもお願いしたいと思います。

今後の具体的な検討に入っていくわけですが、平成17年3月の特例法の期限である3月31日までに合併をしようと思った場合、平成16年の末の12月頃には合併の告示行為がなされていなければ間に合わないということが分かってまいりましたので、それから逆算しますと本年の7月から8月頃までには合併の重点支援地域の指定を行われないと実質の合併はできないということも分かってきました。

よって、昨年9月頃から任意の合併協議会の設立をご検討していただいて本日、協議会の設立のスタートとなったわけですが、約半年の遅れがございます。

ですから任意の合併協議会、即重点支援地域というような雰囲気を感じ取っていただければと思います。約半年の遅れということをお集まりいただきましたみなさんにご認識を深めていただきたいということをお願いしたいと思います。

合併問題の調整事項は3,000項目あるといわれておりますけれども枠組みをはっきりした形にしないとなかなか進捗しないことも事実であることを先進地の事例のみなさんからもお聞きしておりますのでその点についてよろしくをお願いしたいと思います。

津市長 今後のことにつきまして事務担当からご連絡させます。

広域調整担当理事 次回の協議会の日程ですが、3月末日に第1回の協議会の開催を予定しておりまして、詳細な日時については各市町村と日程の調整を行い、後日連絡させていただきます。

協議内容については、平成14年度事業計画案、平成14年度予算案、事務局体制案などについてご協議をお願いしたいと考えております。

議案の具体的な内容については、担当部課長会議を開催し、調整のうえご提案させていただきたいと思います。

なお、合併担当課長会議は2月22日に開催したいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

津市長 先程の県民局長の話にもあるように早く調整項目の検討を進めていきたいと考えておりますのでご協力のほどよろしく申し上げます。

この協議会、それから法定の協議会に移りましてもそこですべてが調整されていくものではないと思います。

それぞれの団体の職員の方に自分の仕事の一つ一つを広域の枠の中に入れていただいておりますのでご協力になっていただかなければとてもまとまっていきませんので、是非、執行体制の中で取り組みをいただければ県民局長が心配しているようなことも効率的にいくものであると考えておりますのでよろしく申し上げます。

11時15分終了